



04-02-2003



FORM PTO-1596
1-31-92

RI

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Patent and Trademark Office

DOCKET NO.: 2038-000

102406982

To the Honorable Commissioner of Patents and Trademarks: Please record the attached original documents or copy thereto:

1. Name of conveying party(ies): 32003 UNI-HEARTOUS CORPORATION Additional name(s) of conveying party(ies) attached? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No		2. Name and address of receiving party(ies): Name: <u>UNI-CHARM PETCARE CORPORATION</u> Internal Address: Street Address: <u>7-20-9 Nishi-Gotanda, Shinagawa-ku</u> City: <u>Tokyo</u> State/Country: <u>JAPAN</u> ZIP: Additional name(s) & address(es) attached? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No	
3. Nature of conveyance: <input type="checkbox"/> Assignment <input type="checkbox"/> Merger <input type="checkbox"/> Security Agreement <input checked="" type="checkbox"/> Change of Name <input type="checkbox"/> Other Execution Date: <u>February 3, 2003 (Certified Copy of Corporate History w/English translation)</u>			
4. Application number(s) or patent number(s): If the document is being filed together with a new application, the execution date of the application is: A. Patent Application No(s). B. Patent No(s). (1) <u>U.S. 5,579,722</u> (3) U.S. 5,630,376 (2) <u>U.S. 5,566,642</u> (4) U.S. 5,797,347 Additional numbers attached? <input type="checkbox"/> Yes <input checked="" type="checkbox"/> No			
5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed: Name: <u>LOWE HAUPTMAN GILMAN & BERNER, LLP</u> Internal Address: Street Address: <u>1700 Diagonal Road, Suite 300</u> City: <u>Alexandria</u> State: <u>VA</u> ZIP: <u>22314</u>		6. Total number of applications and patents involved: <u>4</u> 7. Total fee (37 CFR 3.41)..... <u>\$160.00</u> <input checked="" type="checkbox"/> Enclosed <input type="checkbox"/> Authorized to be charged to deposit account	
		8. Deposit account number:	
DO NOT USE THIS SPACE			
9. Statement and signature. <i>To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.</i> <u>Benjamin J. Hauptman, Reg. #29,310</u> <u>March 20, 2003</u> Name and Registration No. of Person Signing Signature Date			
Total number of pages comprising cover sheet: <u>1</u>			
CMB No. 0851-0011 (exp. 4/94)			

04/02/2003 JIALAH2 00000003 5579722

01 FC:8021

160.00 0P

PATENT
REEL: 013897 FRAME: 0320

履歴事項全部証明書

東京都品川区西五反田七丁目20番9号
 ユニ・チャームペットケア株式会社
 会社法人等番号 0107-01-010634

商号	<u>ユニ・ハートス株式会社</u>	平成11年 1月11日変更
		平成11年 1月12日登記
	<u>ユニ・ハートス株式会社</u>	平成11年 2月 1日変更
		平成11年 2月 1日更正
	ユニ・チャームペットケア株式会社	平成14年10月 1日変更
		平成14年10月 1日登記
本店	<u>東京都港区高輪三丁目25番23号</u>	
	東京都品川区西五反田七丁目20番9号	平成 5年 6月24日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和54年10月6日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築材料の製造、加工および販売 2. 木材の製造、加工および販売 3. ディスプレイ業および室内装飾品の製造、加工および販売 4. 床材の製造、加工および販売 5. 塗料、顔料、染料、溶剤の製造、販売、工事および技術に関するノウハウの提供ならびに指導 6. 各種建設工事の設計、請負、監理 7. 搬送用諸機械装置、機器および同付属品の製造、加工および販売 8. 土地建物その他構築物の取得、賃貸借、売買、管理、仲介およびそのコンサルタント 9. 住宅の建設および販売 10. 住宅地、別荘地の開発造成 11. 建築一式工事、内装仕上工事、木工事、建具工事、軽鉄工事、住設工事および家具工事 12. パルプの加工および販売 13. 紙の製造、加工および販売 14. 造園および緑化事業の請負、設計、施工、ならびに監理 15. 倉庫業、道路運送事業法にもとづく道路運送業および旅行業 16. 愛玩動物用の食品、医薬品およびトイレタリー・犬猫具の製造および販売 17. 前記各号およびこれらに関連する原材料および商品の卸売業務および輸出入業務 18. 前各号に関する技術、情報の売買およびコンサルタント業務 19. 前各号に付帯する一切の業務 	

額面株式1株の金額	金500円	
発行する株式の総数	170万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 72万4000株	
資本の額	金18億7200万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>高 原 利 雄</u>	平成11年 6月28日重任
		平成11年 7月 6日登記
	取締役 <u>高 原 利 雄</u>	平成13年 6月27日重任
		平成13年 7月 9日登記
	取締役 <u>乃 万 匡</u>	平成11年 6月28日重任
		平成11年 7月 6日登記
	取締役 <u>乃 万 匡</u>	平成13年 6月27日重任
		平成13年 7月 9日登記
	取締役 <u>高 原 慶 一 朗</u>	平成11年 6月28日重任
		平成11年 7月 6日登記
		平成12年 6月28日辞任
		平成12年 7月10日登記
	取締役 <u>三 宗 滋</u>	平成11年 6月28日重任
		平成11年 7月 6日登記
		平成13年 6月27日退任
		平成13年 7月 9日登記

東京都品川区西五反田七丁目20番9号

ユニ・チャームペットケア株式会社

会社法人等番号 0107-01-010634

	<u>取締役</u> 氏 本 博	平成11年 6月28日重任
		平成11年 7月 6日登記
		平成13年 6月27日退任
		平成13年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> 山 本 正 満	平成11年 6月28日重任
		平成11年 7月 6日登記
		平成13年 3月31日辞任
		平成13年 4月 9日登記
	<u>取締役</u> 真 鍋 俊 朔	平成11年 6月28日重任
		平成11年 7月 6日登記
		平成13年 6月27日退任
		平成13年 7月 9日登記
<u>取締役</u> 近 藤 悟	平成11年 6月29日就任	
	平成11年 7月 6日登記	
	平成13年 6月27日退任	
	平成13年 7月 9日登記	
<u>取締役</u> 高 原 豪 久	平成12年 6月28日就任	
	平成12年 7月10日登記	
	平成13年 6月27日退任	
	平成13年 7月 9日登記	
<u>取締役</u> 二 神 軍 平	平成13年 6月27日就任	
	平成13年 7月 9日登記	
<u>取締役</u> 丸 山 茂 樹	平成13年 6月27日就任	
	平成13年 7月 9日登記	

	東京都港区高輪三丁目14番25-201号 代表取締役 <u>高原利雄</u>	平成11年 6月28日重任
		平成11年 7月 6日登記
	東京都港区高輪三丁目14番25-201号 代表取締役 <u>高原利雄</u>	平成13年 6月27日重任
		平成13年 7月 9日登記
	千葉県市川市新井三丁目27番24号 代表取締役 <u>二神軍平</u>	平成13年 6月27日就任
		平成13年 7月 9日登記
	<u>監査役</u> <u>住岡寿一</u>	平成10年 6月29日重任
		平成13年 6月27日退任
	<u>監査役</u> <u>佐藤保彦</u>	平成10年 6月29日重任
		平成13年 6月27日重任
	<u>監査役</u> <u>佐藤保彦</u>	平成13年 7月 9日登記
<u>監査役</u> <u>田中孝行</u>	平成11年 6月28日就任	
	平成11年 7月 6日登記	
	平成13年 6月27日重任	
	平成13年 7月 9日登記	
<u>監査役</u> <u>近藤悟</u>	平成13年 6月27日就任	
	平成13年 7月 9日登記	
	平成14年12月31日辞任	
	平成15年 1月 7日登記	
<u>監査役</u> <u>合田陽一郎</u>	平成14年12月10日就任	
	平成14年12月10日登記	
支店	1 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目67番地	平成10年10月26日移転
		平成10年11月30日登記

2
 愛知県名古屋市中区正木三丁目11番12号

新株予約権

第1回新株予約権

新株予約権の数
 370個

なお、各新株予約権の目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。当該調整後株式数を適用する日については、下記各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額(2)(i)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 37,000株

なお、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は金6,000円とする。

払込価額の調整

(1)次の(i)または(ii)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式（以下「払込価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(i) 当社普通株式の分割または併合が行われる場合。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が、時価（ただし、当社の株式の公開（下記新株予約権の行使の条件(2)に定める場合をいう。）前においては、その時点における調整前払込価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行} \quad 1 \text{株当たりの}}{\text{株式数}} \times \text{払込金額}$$

既発行株式数 +

調整後 調整前

時価

払込価額 = 払込価額 ×

既発行株式数 + 新既発行株式数

① 払込価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ア. 当社普通株式の公開の日の前日以前の場合

下記(2)に定める「調整後払込価額を適用する日」(以下「調整後払込価額適用日」という。)の前日における調整前払込価額

イ. 当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場された場合

調整後払込価額適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下時価算定期間)という。)における上場証券取引所(ただし、当社普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)

ウ. 当社普通株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された場合

時価算定期間における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価額の平均値(当該価額のない日を除く。)

エ. 時価算定期間においてイおよびウのいずれにも該当することとなる場合等「時価」の算出ができない場合には、イおよびウに定めるところに準じ当社が合理的に決定する価額とする。

② 払込価額調整式に使用する「既発行株式数」は、株主割当日がある場合はその日、その他の場合は調整後払込価額適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

③ 自己株式の処分を行う場合には、払込価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後払込価額を適用する日は、次に定めるところによる。

(i) 上記(1)(i)に従い調整を行う場合の調整後払込価額は、株式分割の場合は、株主割当日の翌日以降、株式併合の場合は、商法第215条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

ただし、配当可能利益の資本に組入れに関する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合は、調整後払込価額は、当該株主総会の承認の直後に、当該株主割当日の直後に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次に定める算式により算出される株式数につき、当社普通株式を新規発行する。

この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

(調整前払込価額 - 調整後払込価額) × 分割前行使株式数

新規発行株式数 =

調整後払込価額

(ii) 上記(1)(ii)に従い調整を行う場合の調整後払込価額は、払込期日の翌日以降(株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、これを適用する。

(3)上記(1)(i)および(ii)に定める場合の他、当社が資本減少、合併または株式分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額を調整する必要がある場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は、適切に調整されるものとする。

(4)払込価額の調整を行うときは、当社は、調整後払込価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に公告または通知する。ただし、当該適用日の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は金6,000円とする。

払込価額の調整

(1)次の(i)または(ii)の事由が生ずる場合、払込価額は、それぞれ次に定める算式（以下「払込価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(i)当社普通株式の分割または併合が行われる場合。

1

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii)当社が、時価（ただし、当社の株式の公開（下記新株予約権の行使の条件(2)に定める場合をいう。）前においては、その時点における調整前払込価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

①払込価額調整式に使用する「時価」は、次に定める価額とする。なお、以下に規定する「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ア. 当社普通株式の公開の日の前日以前の場合

下記(2)に定める「調整後払込価額を適用する日」（以下「調整後払込価額適用日」という。）の前日における調整前払込価額

イ. 当社普通株式にかかる株券がいずれかの証券取引所に上場された場合

調整後払込価額適用日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下時価算定期間）という。）における上場証券取引所（ただし、当社普通株式にかかる株券の上場する証券取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる証券取引所）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）

ウ. 当社普通株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された場合

時価算定期間における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価額の平均値（当該価額のない日を除く。）

エ. 時価算定期間においてイおよびウのいずれにも該当することとなる場合

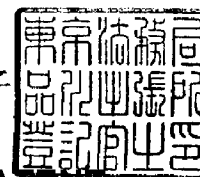
東京都品川区西五反田七丁目20番9号
ユニ・チャームペットケア株式会社
会社法人等番号 0107-01-010634

	会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 (1)当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。 (2)当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。	平成14年10月 9日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成10年10月22日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成15年 2月 3日
東京法務局品川出張所
登記官

加 藤 晴 子



整理番号 ク532272

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

PATENT 9/9

REEL: 013897 FRAME: 0329

CERTIFIED COPY OF CORPORATE HISTORY
(TRANSLATION OF SELECTED ITEMS)

7-20-9 Nishi-Gotanda, Shinagawa-ku, Tokyo

UNI-CHARM PETCARE CORPORATION

Corporation No. 0107-01-010634

Trade Name From: UNI-HEARTOUS CORPORATION

To: UNI-CHARM PETCARE CORPORATION

Changed: October 1, 2002

Registered: October 1, 2002

Head Office: 7-20-9 Nishi-Gotanda, Shinagawa-ku, Tokyo

This is a certified copy indicating that the above is
registered in the commercial Registry.

Dated: February 3, 2003

Shinagawa Branch of Tokyo Regional Legal Affairs

Registrar: HARUKO KATO